

平成26年度 受発注者間のパートナーシップについて

工事目的物の品質確保、更なる生産性の向上に向けて、中部建設青年会議愛知県支部と国土交通省愛知県内5事務所において意見交換会を開催しました。

国土交通省では、迅速な現場課題の解決や効率化の取り組みについて、様々な施策が施されているが、更に生産性を向上させるためには、受発注者双方がこれらの取り組み内容を十分理解し、適切に運用を図っていくことが極めて重要と考えています。

国土交通省愛知県5事務所（庄内川河川事務所、豊橋河川事務所、名古屋国道事務所、愛知国道事務所、名四国道事務所）では、中部建設青年会議愛知県支部と工事目的物の品質確保、更なる生産性の向上に向けて、平成24年度より意見交換会を実施しているところではありますが、今年度においても引き続き意見交換会を行いました。

意見交換会の内容は、発注図書関連、積算関連、協議・変更関連、受発注者関連について議論され、各事務所毎に取りまとめられた内容を踏まえて、平成24年度に取りまとめられた「受発注者間のパートナーシップについて」（別添参照）を一部分追加修正を行いました。

今後は、意見交換会の結果を踏まえ、受発注者は工事目的物の品質確保、更なる生産性の向上に向けて、現存する課題を認識し、検討事項等は関係事務所で共有すると共に、これらを本局へ周知し、各事務所の実情に応じ推進していくこと、また、引き続き、相互にパートナーシップの構築に努めることを確認しました。

平成27年1月

参考)

受発注者間のパートナーシップについて「意見交換会報告」平成24年12月

受発注者間のパートナーシップについて

(工事目的物の品質確保、更なる生産性向上を目指して)

意見交換会報告

中部地方整備局
庄内川河川事務所
豊橋河川事務所
名古屋国道事務所
愛知国道事務所
名四国道事務所
中部建設青年会議愛知県支部

平成 24 年 12 月
平成 25 年 12 月 (平成 24 年度を継承)
平成 26 年 12 月 (平成 24 年度を一部追加修正)

1. 概要

国土交通省では、迅速な現場課題の解決や効率化の取り組みについて、様々な施策が施されているが、更に生産性を向上させるためには、受発注者双方がこれらの取り組み内容を十分理解し、適切に運用を図っていくことが極めて重要と考えている。

国土交通省愛知県内5事務所（庄内川河川事務所、豊橋河川事務所、名古屋国道事務所、愛知国道事務所、名四国道事務所）では、工事目的物の品質確保、更なる生産性向上に向けて、平成24年度より中部建設青年会議愛知県支部（以下「愛知県支部」という。）と発注工事の現状と課題、及び改善に向けた取り組みについて意見交換会を実施し、受発注者間のパートナーシップの構築を図っているところである。

なお、意見交換会については、各事務所と愛知県支部と個別に進めてきたところであるが、発注工事の現状と課題、改善に向けた取り組みには共通する事項等も多く、議論された内容について水平的展開も望まれるところであり、今年度においても愛知県支部と5事務所合同で取りまとめたことについて以下のとおり報告するものである。

2. 現状と課題

平成18年度より中部地方整備局では、工事執行プロセスについて発注者と受注者の責任区分を明確にするとともに、発注者の業務執行体制の検討・見直し等を行い、公共工事の品質確保や円滑な工事の執行に努めているところであるが、発注工事における課題・懸案事項（分類とその特徴）及び改善に向けた取り組みは以下のとおりである。

<分類>

- 1) 発注図書関連
- 2) 積算関連
- 3) 協議・変更関連
- 4) 受発注者関連

<特徴>

- 1) 発注図書と現場の不一致に起因する課題
- 2) 現道関連等工事における地下埋設物など支障物件に起因する課題
- 3) 工事の進捗課程における協議事項等の受発注者間のコミュニケーションに関する課題
- 4) 工事書類の簡素化に関する課題
- 5) 積算と実態の乖離に関する課題
- 6) 設計変更に関する課題

3. 改善に向けた取り組み

今回の意見交換の結果を踏まえ、中部地方整備局愛知県内5事務所と愛知県支部では、工事目的物の品質確保、更なる生産性向上に向けて、現存する課題を認識し、検討事項等は関係する事務所で共有すると共に、これらを本局へも周知し、以下の取り組みを各事務所の実情に応じ推進していくこととする。

なお、受発注者は、引き続き、相互に良きパートナーシップの構築に努める。

■更なる推進が必要な取り組み

1) 発注図書関連

- ・設計段階における設計者との合同現地調査及び設計照査の強化等により設計成果の品質向上を図る。
- ・発注図書の精度向上に向けて、現場と設計図書との照査を強化する。
- ・工事契約後、現場推進会議等を適切な時期に開催するなど、速やかに工事に関する様々な情報の伝達・共有や確認を図り、円滑な工事着手に取り組む。

なお、工事契約後において受発注者間の情報共有が必要な工事については、発注者からの発議による「工事準備打合せ会（試行）」（別添参照）を開催することにより工事の円滑化を推進する。

2) 積算関連

- ・標準歩掛かりと現場実態が大きく乖離する特殊な案件については、歩掛かり見積方式による発注の活用や個別の協議を検討する。
- ・積算基準の課題については、関係事務所で共有し、上部機関へ伝える。

3) 協議・変更関連

- ・現場推進会議、ワンデーレスポンス、ASPの普及等により迅速な意志決定を図る。
- ・現場推進会議、一時中止ガイドラインの活用、付加的業務の運用等により、役割の明確化を図る。
- ・設計変更ガイドライン等を活用し、設計変更に伴う適正な措置を行う。

4) 受発注者関連

- ・土木工事書類提出作成要領に基づき、工事書類の簡素化を進める。
- ・現場推進会議や日常の工事連絡調整の場で設計意図の共有を図る。
- ・関係機関や地元との協議及び調整は発注者の責務として実施する。

以上